

山下（真）議員（民主県政会）

平成 28 年 2 月 26 日  
教育長答弁実録  
(教育委員会)

(問) 困難を抱えた子供のキャリアアップや学び直し等について

大綱にある「若年無業者やひきこもり、高校中退者など、挫折や困難を抱えた子供・若者や非正規労働者・早期離職者が自立し、再び社会に参画できるようにするため、学習支援や体験活動の実施、キャリアアップや学び直しの機会の提供等を行っていく」ことに関連する課題について、ここまで踏み込んだ支援を行うという姿勢は、挫折や困難を抱えた子供や若者に希望を与えるものであり、大綱の作成に当たった知事と教育委員各位に敬意を表する。

しかしながら、県立高校の入学者選抜試験において他の都道府県では見られない大量の定員内不合格者を出し、高校へ行きたいという子供の願いを入口で切り捨てている本県の現状を見るとき、額面通りに受け止めることはできないと考えるのは、私一人ではないと思う。

そこで、今後は定員内不合格者を出さないことを明言するべきであると考えるが、どのように認識しているのか、また、ひきこもりになっている若者や不安定なアルバイト収入だけで厳しい生活を余儀なくされている若者などに「キャリアアップや学び直しの機会」をどのような手法と内容で提供しようと考えているのか、併せて教育長に伺う。

(答)

高等学校への入学は、その教育を受けるに足る能力・適性等を判断して校長が許可するものであることから、定員内であっても、やむを得ず不合格となる場合もあると考えております。

しかしながら、中学校卒業段階で多くの進路未決定者がいることは、大きな課題であると捉えており、校長会等と連携しながら、進路未決定者の解消に向けて取組を進めているところでございます。

教育委員会といたしましては、これからの中学校卒業段階で多くの進路未決定者がいることは、大きな課題であると捉えており、校長会等と連携しながら、進路未決定者の解消に向けて取組を進めているところでございます。

次に、学び直しの機会の提供についてでございますが、高等学校を退学した生徒が同一の高等学校に再入学できる制度及び異なる高等学校に編入学できる制度を設けておりまして、教育委員会のホームページにおいて、この制度についての案内を行っているところでございます。

また、高等学校を退学した後、再び高等学校で学び直す生徒に対しましては、高等学校等就学支援金の支給期間を経過した後も学び直し支援金を支給することにより経済的支援を行っているところでございます。

その他、ひきこもりなど困難を抱えた子供・若者に対しましては、県が設置をいたしました子ども・若者支援協議会に参画する支援機関が相互に連絡を取り合い、支援が必要な子供・若者の状況に応じて雇用や教育などの各種支援を連携して行うことで、キャリアアップや学び直しなど自立に向けた機会を提供しております。

さらに、現在、設置準備を進めているフレキシブルスクールにおきましては、生徒が安心して通うことのできる居場所づくりの工夫や、生徒の心のケアを図るための相談体制の確立を図ることとしており、学び直しの機会を提供できるものと考えております。